

おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 神田 有啓 編集人 松元 早仙



大歩危峡の鯉のぼり (小林 幸一会員)

目

確定申告期を終えて……………	山本 仁昭(2)
e-Taxの利用状況等について……	新井 和彦(2)
新春講演会と意見交換会……………	(3)
第35回支部定期総会のご案内……………	(3)
会員ひろば	
私の趣味……………	坂口 宗春(4)
プロボクシング観戦記……………	尾本美恵子(4)
委員会活動報告……………	(5)
委員会だより	
研修会……………	(6)

次

ボウリング大会……………	吉村 政勝(6)
租税教室……………	金子 真弓(6)
日帰り支部旅行……………	河井 俊幸(7)
西税務署からのお知らせ……………	(8)
大阪府・大阪市からのお知らせ……………	(11)
新入・転入会員のご紹介……………	(12)
会員の動き……………	(15)
写真コーナー……………	(16)
編集後記……………	(16)

確定申告期を終えて



税務支援対策委員会担当副支部長

やま もと ひと あき
山 本 仁 昭

新緑が鮮やかな季節となり、西支部の会員先生方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年分所得税確定申告の税務支援につきましてはご多忙の中、多数の会員先生方のご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

今年も年金受給者所得税確定申告事前相談会、支部間応援による地区相談会場、還付申告相談センター、公益社団法人西納税協会からの要請による個人部会の確定申告相談及びe-Taxによる代理送信、大阪商工会議所西支部の確定申告相談、大

阪府第1支部連合会の「会計ソフト方式による記帳指導」に延べ175名の会員先生方に従事していただきました。

お陰様で無事に税務支援を終えることができました。今後とも税理士の使命として一層のご協力、宜しくお願い申し上げます。

末尾ながら会員先生方のご健勝、ご多幸、ご事業のさらなるご発展を祈念いたしましてお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

e-Taxの利用状況等について



情報化対策委員会担当副支部長

あら い かず ひこ
新 井 和 彦

新緑の候、会員の先生方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平成26年分所得税確定申告におきましてはe-Tax代理送信をはじめ、何かとご協力を賜りましたことにつき重ねて御礼申し上げます。

e-Taxの利用状況等につきましては、平成25年度はオンライン利用率、ICT活用率ともに概ね前年を上回り、さらなる向上を見ることができました。これもひとえに会員先生方の電子申告・電子納税の普及に対する深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

ご承知のとおり日本税理士会連合会では電子申告等の普及に取り組み、毎年確定申告終了後から、電子申告の問題点や課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対し改善要望を提示してきました。

国税庁ではこれまでも改善に対する具体的な取

組がなされてきましたが、平成26年度からは、スマートフォン等によるe-Taxホームページの閲覧及びe-Taxソフト（SP版）の利用、さらには納税証明書の交付請求と、近年急速に普及しているスマートフォン等のタブレット端末利用者の利便性に基づく改善等が新たに実施されています。

今後支部におきましても、利用時間の拡大やPDFファイル等による添付書類の送信など特に要望の多い事項を中心に引き続き国税庁へ提示し続けるとともに、またICT研修会なども定期的に行いe-Tax・ICTに関する理解をさらに深めていただき、より使い勝手の良い電子申告等の普及に推進していきたいと思っております。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

平成27年 新春講演会と意見交換会

1月7日(水) 午後5時よりホテルモントレグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署十時孝志副署長をお招きし、「来春竹自生」～ICTの観点から見た現状と課題～と題してご講演いただきました。

十時副署長ならではのアカデミックな内容の濃いご講演で、40分程度の短い時間でしたが、しっかりと勉強させていただきました。



第2部の意見交換会は、赤坂署長をはじめ西税務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事をご来賓としてお招きし、あちらこちらで懇談の花がさきました。

若手会員の参加者も多くなり、これからの活発な支部活動に期待を抱かせる意見交換会でした。終始和やかで和気あいあいとした雰囲気のなかでも活気あふれる意見交換の後、名残惜しさを感じながらも、中締めによりお開きとなりました。



【第35回支部定期総会のご案内】

日 付 : 平成27年6月3日(水)

場 所 : ホテル大阪ベイタワー

《支部定期総会》

時 間 : 午後2時30分～5時00分

会 場 : 4F ベイタワーホール

《意見交換会》

時 間 : 午後6時～8時

会 場 : 4F ベイタワーホール

※出欠にかかわらず委任状は必ず提出してください。

会員の声

私の趣味

—*—*—*—*—*—*—

さか ぐち むね はる
坂 口 宗 春



数年前、遊びで誘われた羽球—いわゆるバドミントン。その面白さと運動不足解消のため、後日地元の体育館で毎年開催されている初心者講習会を、広報誌で知りさっそく参加した。

もちろんシャトルがラケットにまともに当たらずもなく、不恰好そのものだが、当の本人は楽しさこの上なく、ますます虜になってしまった。

週一回の講習会は全5回で終了。その最終回で地元に行くつかあるバドミントンチームのひとつを紹介して頂き、そのあとすぐ練習に参加させて頂いた。当然試合も何も、基礎の練習すら身につけていない自分が何をどう始めたらいいのか、とまどうだけだったが、幸いチームの方々がとても親切で、すぐに打ち解けることができた。年齢層も幅広く、練習を続けるほどにたくさんの方たちと友達になることができた。このことは、バドミントンの上達以上に貴重な財産である。

その後、大会にも数回出場し、何十年ぶりに賞状というものを手にすることもできた。もちろん大会は、上級者から初心者までランク別に行われるため、自分のレベルに合わせて楽しむことができる。

ここで唯一の問題は体である。さすがに40歳を超えると、体力は落ちる一方で、柔軟性もない。頭で解っていても体が動かない。身体能力には限界があるということを知らされる。それでも、少しでもいいから上手になりたいと思い練習する。そして、時々あるマグレのファインプレーが最高に気持ちいい。一緒にプレーした人とは、最高の時間を共有できる。結局、ラケットでシャトルを打つことも楽しいけれど、それ以上に人とプレーするところに、本当の楽しさがあるのだと再確認することができる。常々、税理士会でバドミントンチームはないものかと考えている。今年、未年に生まれた長男に「春翔」と名付けた。

プロボクシング観戦記

—*—*—*—*—*—*—

お もと み え こ
尾 本 美 恵 子



甥がプロボクサーになりました。

学生時代のボクシングがあきらめきれず、卒業から一年、とうとうプロになったと、デビュー戦のリングサイドチケット2枚送ってきました。

何でそんな殴り合いしなあかんのなどと思いつつ、愛知県刈谷市あいおいホールでとのこと、とにかく名古屋の女性税理士会の友達を誘い、行ってみました。

体重 (50.80kg~52.16kg)のスーパーフライ級、1ラウンド3分間、4回戦でした。

ルールも何もわからず、観戦しているうちに、「行け行け!!!」モードになってきました。やるからには頑張れ!!! と。

初めのうちは、押し気味にファイト満々で、これはいける!!!と思えたのですが、相手は何回戦も戦ったことのある選手で、次第に押され気味になり、結局引き分けました。

日頃、Facebookで身体を極限まで鍛えている様子を見ていましたので残念でした。

スーパーウェルター級 WBCユース タイトルマッチ **11** 丸木凌介 VS. 深蔵和希

スーパーバンタム級 **8R SEMI FINAL** 花本銀造 VS. 滝川潤

ミニマム級 **6R** 坂元竜也 VS. 五十嵐富規

中日本新人王争奪戦

ライトフライ級 **4R** 岩田空澄 VS. 堀井翔平

ライト級 **4R** 相瀬大 VS. 柴田亮

ライトウェルター級 **4R** ビットル竜也 VS. 河内大悟

フルコンタクト級 **4R** アルドール知紀 VS. 伊藤真樹

フルコンタクト級 **4R** 酒井孝之 VS. 山口鉄也

フルコンタクト級 **4R** 依伯光陽 VS. 各務原カシ

フルコンタクト級 **4R** 富田真 VS. 戸谷彰宏

FOREVER CHALLENGE

3.29.2015 (SUN) OPEN 10:30 | OBB 10:45 | GONG 12:00

刈谷市産業振興センター あいおいホール

主催: 西田 協賛: HEIWA 協賛: 豊田 協賛: 中日本ボクシング連盟

特別リングサイド 15,000円 | リングサイド 12,000円 | 指定席 8,000円 | 自由席(立見(出日)) 5,000円

TEL (0562) 54-0123

身体を極限まで鍛え戦い抜く姿に快い感動を覚え
ました。

ホールを去る時には、私達二人、「高倉健の映
画を観た後の観客状態」でした。

きっと、肩をいからせて、何でも来いの興奮状
態だったと思います。

何か、一生懸命になれるものを持っているのは、
本当に素晴らしいと思っています。



委員会活動報告

(平成26年12月～平成27年3月)

総務委員会

- 12. 1 第2回役員会
- 12. 1 第2回相談役会
- 1. 7 新春講演会と意見交換会
- 3. 27 第35回支部定期総会議案書作成
- 3. 31 第3回正副支部長委員長会
- 12～3月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

財務委員会

- 12. 16 第3回財務委員会
- 3. 27 第4回財務委員会
平成26年度決算準備
第35回支部定期総会議案書作成
- 12～3月 支部会費未納者に対し督促

研修委員会

- 12. 9 第4回ビデオ研修会
- 1. 20 第5回支部研修会
- 3. 24 第5回ビデオ研修会
- 12月 第3回研修図書配付

税務支援対策委員会

- 12. 2 西納税協会個人部会正副支部長会議
- 1. 27 西納税貯蓄組合連合会組合長会議及び
個人部会支部長会議

厚生委員会

- 12. 13 日帰り支部旅行(加太)
- 1. 30 ボウリング大会
(於：千日前ファミリーボウル)

広報委員会

- 12. 9 支部会報第87号の校正
- 12. 11 支部会報第87号の再校正
- 1. 1 支部会報第87号の発行
- 3. 24 支部会報第88号の紙面構成と原稿依頼

綱紀監察委員会

- 1. 20 綱紀監察研修会
- 3. 26 綱紀監察事案に係る実地調査
- 3. 26 第35回支部定期総会議案書作成

情報化対策委員会

- 12. 14 支部ホームページ内「会員名簿」のリニュー
ーアル
- 2. 13 「協議派遣方式 e-Tax 代理送信」研修会
- 3. 20 第35回支部定期総会議案書作成
- 3. 23 支部情報システム担当者会議
- 12～3月 支部ホームページ及び会員名簿の更新



委員会だより



第5回 支部研修会

平成27年1月20日(火)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成26年度第5回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に税理士の杉田宗久先生をお迎えし、第1部に綱紀監察研修会、第2部に平成26年分確定申告期に留意すべき事項と題して2部構成にてご講演頂きました。

第1部は我々税理士としての日常での注意点や留意事項、第2部ではこれからの季節に直結した実務での注意点をたくさんの事例とともにご紹介頂きとても勉強になる内容でした。

杉田先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	67人	港支部	25人
			合計	92人



ボウリング大会

よし むら まさ かつ
吉 村 政 勝

お忙しい時期にもかかわらず、西税務署から赤坂署長はじめ幹部の方々にも参加していただきました。久しぶりにボウリングをされた方も多く、珍プレー、好プレーの連続に、会場也大いに盛り上がりました。ボウリング大会の成績は「厚生担当

者の自作自演!!」と非難(?)を浴びる結果となってしまいましたが、その後行われた意見交換会では、確定申告や調査の話だけでなく、各人の趣味やスポーツの話題などで大いに盛り上がるなど有意義なものとなりました。

優勝 吉村 政勝



租 税 教 室

かね こ ま ゆみ
金 子 真 弓

平成27年2月3日大阪市立西高等学校にて租税教室を行いました。

西高等学校には流通経済科というクラスが2クラスあり、商業科のような授業を行っているということでした。担任の先生より「最近日商簿記2級の検定を受けたので、その先にある税理士という職業について紹介していただけないか」と打診がありました。そこで租税教室の冒頭に簿記がどのように会社の経理や決算に使われているのか、税理士がどのように関わっているのか、税理士試験はどんな仕組みになっているかなどを説明しました。授業後に生徒の皆さんから寄せられたアンケートによると、将来の職業として税理士を検討してみようと思った生徒さんが何人かおられ、うれしく思いました。

授業は国税庁の租税教室用テキストを使って進めましたが、海外の税金を扱った税金クイズや租税負担率の国際比較などは食いつきがよく、国債残高と社会負担費の増加の話になると一気に表情が曇ったりと、教壇から見える生徒さんの表情が素直で楽しかったです。

昨年の授業を見学できなかったため手探りで準備しましたが、とても良い経験になりました。また、生徒さんを50分間授業に集中させるのはなかなか難しく改めて教師の先生方のご苦勞を感じました。



日帰り支部旅行

かわ い とし ゆき
河 井 俊 幸

～加太でブランド鯛～ タイしゃぶ？

支部旅行の原稿は当日トラブルを起こした参加者が書くのが恒例となっております。まさか私が日帰り支部旅行の原稿を書くことになろうとは。その訳はまた後ほど。

12月13日午前10時30分、参加者は西郵便局前に時間どおり集合したのですが、肝心の鳥家厚生担当副支部長が見当たりません。鳥家副支部長は当日の朝に参加者のバス移動中のつまみを調達してくれていたんです。なんと心優しいことでしょう。

ともかく全員集合してバスは一路「紀州加太港」へ出発しました。今回の日帰り支部旅行は近場ということもありバス移動も楽ちんで、途中休憩をはさみながら酔う間もなくあっという間に紀州加太港到着です。

今回の日帰り支部旅行の目的は「紀州加太港活魚料理三代目いなさ」で鯛しゃぶを堪能すること。紀州加太の鯛は一本釣りだそうで、ストレスのかかる網による漁とは違って味も良く活きが良いそうです。ここ「いなさ」は紀州加太港の目の前という抜群のロケーションで鯛のフルコースがいただけるというわけ。

まずは、お造り。確かにすごい歯ごたえの鯛で活きの良さが伝わってきます。ブランド鯛を名乗るだけのことはあります。先付、メインの鯛しゃ

ぶ、茶わん蒸し、海鮮丼、デザートと食べきれないほどのご馳走にお酒も入って場がにぎわっていると、事件は突然でした。鯛しゃぶを楽しみながらもビールを注ぎ合いつつ、腰を浮かしてつい前のめりに。その時、私のネクタイがポン酢につかるといふ大惨事に見舞われ、つい発した「これがホンマのタイしゃぶや～」が店のおばちゃんや周囲数人にややウケ。原稿執筆が決定した瞬間でした。常連の木村先生、お株を奪ってごめんなさい。

という小事件があったのですが、ゆっくり食事をした後は近くの淡島神社に参拝しました。この淡島神社は供養のために恐ろしい数の人形が奉納されていて、恐ろしくも一見の価値ありというのが感想です。当然最後に友ヶ島をバックに証拠写真を撮影して早めに帰路につきました。

近場の日帰り支部旅行は、遅めの出発・早めの帰着が魅力で楽ちん。皆さんもぜひ参加してみてください。その折には原稿執筆の覚悟を。



西 税 務 署 から の お 知 ら せ

1 ダイレクト納付の利用について

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となるなど、非常に利便性があります。

関与先に対する利用勧奨と同時に先生方におかれましても、源泉所得税などの納付に積極的なご利用をお願いします。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(www.nta.go.jp)

2 納期限について

平成26年分の申告所得税及び復興特別所得税の延納分の納期限(振替日)は、平成27年6月1日(月)です。

また、平成27年分の消費税及び地方消費税(個人)の中間申告分の納期限と振替納付日は、次のとおりとなっております。関与先に対する納付指導をお願いします。

- 中間1回目(年3回)、中間1、2、3回目分(年11回)

納 期 限	振 替 日
平成27年6月1日(月)	平成27年6月25日(木)

3 猶予制度の改正について

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

国税を納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞税がかかるほか、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、国税を一時に納付することが困難な理由があるなど、一定の場合には、税務署に申請することにより、財産の差押えや換価(売却)が猶予される制度があります。

※詳しくは、国税庁ホームページに掲載している猶予制度に関するリーフレット等をご覧ください。
掲載場所：ホーム > 税について調べる > パンフレット・手引き > その他

4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設

父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に係る贈与税について、1,000万円までを非課税とする制度が創設されました。

<制度の概要>

- 20歳以上50歳未満の方(受贈者)が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等に「結婚・子育て資金口座」を開設し、父母や祖父母などの直系尊属(贈与者)が、結婚・子育て資金を贈与した場合、この贈与については1,000万円までが非課税となります。
- 契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税抛出资额※1から結婚・子育て資金支出額※2(結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。)を控除した残額を贈与者から相続等により取得したこととされます。
- 受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間の措置とされています。

※1 「非課税抛出资额」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に、この制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額(1,000万円を限度とします。)をいいます。

※2 「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類(領収書等)により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

結婚・子育て資金とは？

(1) 結婚に際して支払う次のような金銭(300万円限度)をいいます。

- ① 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)

- ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
 - ① 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - ② 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - ③ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

5 法人税の税制改正（平成26年度改正）

(1) 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに生産性の向上につながる設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとされました。

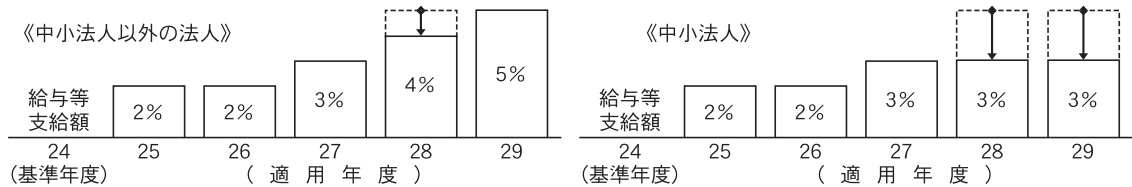
	先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
取得・供用 設備等の種類	～平28. 3. 31	～平29. 3. 31
機械装置など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

(2) 中小企業投資促進税制の拡充

この制度の対象となる特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%税額控除）ができる措置が追加されました。

(3) 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額増加割合（基準年度からの給与支給額の増加額の割合）の要件が、次のとおり緩和されました。



※平成27年度改正において、更に矢印↔のとおりの要件が緩和されました。

(4) 交際費の損金算入限度額の改正

平成26年4月1日以後に開始する事業年度から、交際費のうち飲食のための支出の50%を損金の額に算入することとされました。（中小法人については、現行の定額控除との選択制となります。）

(5) 地方法人税

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税を納める義務のある法人は、基準法人税額（所得税額や外国税額の控除前の法人税額）の4.4%を地方法人税として申告・納付することとされました。

6 源泉徴収税額表等の改正

平成27年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成27年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成27年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「平成27年分 源泉徴収税額表」は昨年の年末調整関係用紙に同封されたほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）にも掲載しております。

マイナンバーがはじまります。 事業者の皆さまも、準備が必要です。

国民一人ひとりが持つマイナンバー（12桁の個人番号）の開始に向けて、
従業員などのマイナンバー管理の準備をお願いします。

◎マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で必要になります。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報^{*}の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

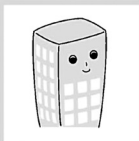
マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

※マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶

特定個人情報保護委員会 **検索**

マイナンバーは、小規模な事業者であっても取り扱う必要があります。
法律で定められた目的以外での利用、他人への提供が禁じられています。



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から法人^{*}には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。）

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

お問合せ

コールセンター^(全国共通ナビダイヤル) マ イ ナ ン バ ー
☎ 0570-20-0178

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語）は0570-20-0291へおかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。

公式Twitter

内閣官房社会保障改革

担当室（番号制度）

@MyNumber_PR



マイナンバー ツイッター

検索

大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は、6月1日(月)です

自動車税は4月1日現在の所有者(使用者)にかかります。納付は納税通知書裏面に記載の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア又は府税事務所で、納期限までにお忘れなく。

また、クレジットカードによる納付も可能です。(納税通知書に同封しておりますチラシをご覧ください。)

自動車税に関する
お問い合わせは

大阪自動車税コールセンター 「0570-020156」まで
受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません)
PHSやIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

事業主の皆さん 個人住民税は特別徴収で納めましょう! 従業員の個人住民税は 特別徴収することが法律で義務付けられています!

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

大阪府と府内の市町村は連携して特別徴収の推進に取り組んでいます。

お問合せ先: 具体的な手続きに関するお問合せは、従業員の方がお住まいの市町村の個人住民税担当課までお問合せください。

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

市税の納付は、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

個人市・府民税(普通徴収)及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)の納付は口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

- (メリット)
- 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
 - うっかり納め忘れる心配がなく、納付が確実です。
 - 金融機関等へ出かける手間がいらず、お忙しい方には便利です。

省資源化、経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

大阪市内の金融機関(一部金融機関を除く。)または各市税事務所に備えつけの「大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届出書」に記載の申込受付期限をご確認のうえ、取扱金融機関窓口でお申込みください。(各種保険料も同時に申し込むことができます。)

お申し込みの際には「納税通知書」など台帳番号のわかるもの、「預貯金通帳」、「通帳届出印」をご持参いただければ、その場で手続きが可能です。

そのほか、お送りしている市税の納付書のうち、ペイジーマークのついた納付書では、インターネットバンキング・ATM(ペイジー対応)等での納付ができます。

また、バーコードが印刷された納付書では、休日・夜間を問わずコンビニエンスストア(30万円以下に限る。)での納付ができます。

《問い合わせ先》

大阪市財政局船場法人市税事務所収納対策担当(収納管理グループ)

電話番号 06-4705-2931 FAX番号 06-4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00))



(ペイジーマーク)

新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 ^{しお た まさ と} 塩田 雅人
 生年月日 昭和59年7月16日
 出身地 兵庫県
 血液型 A型
 事務所 西区江戸堀1-24-15-603
 TEL 06-6147-5906

経歴 平成20年4月 新日本監査法人入社
 平成23年7月 同社退職
 平成23年8月 叶税理士事務所入所
 平成26年10月 退職
 平成26年11月 塩田会計事務所開業
 趣味 フットサル
 信条 縁尋機妙 多逢聖因
 一言 ご縁を大切に、頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。



氏名 ^{の た ただ あき} 野田 忠明
 生年月日 昭和49年2月20日
 出身地 大阪府
 血液型 A型
 事務所 西区江戸堀1-9-1
 アクタス税理士法人
 大阪事務所

TEL 06-6449-8682
 経歴 大学卒業後、一般事業会社での勤務を経て、
 現在アクタス税理士法人に勤務
 趣味 読書
 信条 継続は力なり
 一言 この度、税理士登録をし、こちらの支部に所属させていただくことになりました野田忠明と申します。経験の浅い若輩者ですが、何卒ご指導の程よろしくお願ひいたします。



氏名 ^{ひ ぐち かつ ひろ} 樋口 雄大
 生年月日 昭和59年10月5日
 出身地 大阪府
 血液型 B型
 事務所 西区阿波座1-6-1
 MID西本町ビル4階
 三原公認会計士事務所

TEL 06-6535-1250



氏名 ^{にし つ りょう じ} 西津 陵史
 生年月日 昭和52年8月26日
 出身地 長崎県
 血液型 O型
 事務所 西区新町1-8-1
 行成ビル8階

TEL 06-6533-2238
 経歴 同志社大学文学部卒
 →大原学園勤務
 →(現在) JOHARI税理士法人
 趣味 ドライブ
 信条 笑顔と愛情
 一言 まだまだ若輩者ですがよろしくお願ひします。



氏名 ^{ひら やま たつ や} 平山 龍也
 生年月日 昭和51年6月18日
 出身地 大阪府
 血液型 B型
 事務所 西区阿波座1-4-4
 TEL 06-6538-0872

経歴 大阪商業大学商経学部商学科卒業
 趣味 プロレス観戦、ライブ(音楽)
 信条 努力は嘘をつかない
 一言 若輩者ですがよろしくお願ひします。



氏名 ^{やま ぐち なお き} 山口 直己
 生年月日 昭和50年1月24日
 出身地 大阪府
 血液型 A型
 事務所 西区靱本町1-5-7
 TEL 06-6443-6780

趣味 スポーツジムでの筋トレです。
 一言 皆様方のご指導とご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



氏名 ^{く が とし あき} 空閑 敏明
 生年月日 昭和57年4月18日
 出身地 大阪府
 血液型 B型
 事務所 西区阿波座2-3-23
 有恒ビル205号室

趣味 読書、ボルダリング、スノーボード



氏 名 ^{きた がわ わたる} 北 川 ワタル

生年月日 昭和48年5月21日

出身地 大阪府

血液型 AB型

事務所 西区鞠本町1-11-7

信濃橋三井ビルディング11階

T E L 06-6225-7702

経 歴 2001年公認会計士2次試験合格後、監査法人トーマツ、太陽ASG監査法人にて金商法監査、会社法監査に従事。上場企業の監査の他、リファーマル業務、IFRSアドバイザー、IPO支援、学校法人監査、デューデリジェンス、金融機関監査等を経験。監査法人勤務時代にはタイ、シンガポール、マレーシア、香港、昆山、深セン、上海等への出張も多く、現地工場、子会社における原価計算、在庫管理、債権管理、資金管理等の検証や各国制度に関する情報収集に努めた。2012年、公認会計士事務所として独立。2013年、経営革新等支援機関認定、税理士登録。2014年より信濃橋税理士法人に社員参画。スタートアップ企業の支援からグループ企業の連結納税制度導入まで幅広く対応。

趣 味 英国式ティールーム、仏蘭西式サロン・ド・テ、中国茶房などの探索。スコーン研究、マカロン研究。

信 条 常識を疑う。自身が納得するまで丁寧に分析・考察する。

一 言 住吉支部から西支部へ転入して参りました北川でございます。2013年に税理士登録したばかりで諸先生方に教を請うことも多々あるかと思えます。ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。気さくな性格ですので、Facebook、メール等からでもお気軽にお声掛けいただければ幸いに存じます。

FB : www.facebook.com/wataru.kitagawa.31

Mail : wkitagawa@dacha-concept.com



『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

国会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
[http://
www.kinzei.or.jp/](http://www.kinzei.or.jp/)

近税パソネット
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室

保険・福祉共済制度・あっせん事業 の利用に一層のご協力を!

大阪・奈良税理士協同組合は……

「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としています。(定款第1条)
スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。



保険事業

<全国税理士共栄会>

- ◆VIP大型総合保障制度
 - 経営者大型保険
 - 経営者保険総合プラン
 - 経営者スーパープラン
 - 所得補償保険+医療保険
- ◆全税共年金

<近畿税理士企業共済会>

- ◆総合事業保障プラン
 - Lタイプ無配当歳満定期保険
 - Rタイプ無配当年満定期保険
 - Tタイプ無配当就業障がい保障保険
 - Jタイプ無配当重大疾病保障保険
 - Mタイプ無配当総合医療保険
 - 無配当逡増定期保険
 - 無配当逡減定期保険

阪奈積立年金

税理士及びその従業員(家族従業員を含む)が加入できる拠出型企業年金保険です。

- ◆月 払 い…1口5千円で2口以上
- ◆一時払い…月払いに加えて1口10万円で500口まで
- ◆加 入 月…2月1日・4月1日
6月1日・8月1日
10月1日・12月1日
の年6回
- ◆年金開始時期は自由設定
- ◆一時金の受取り可能

あっせん事業

税理士業務関連/不動産業務関連
税理士マーク入りクレジットカード
ローン 関 連 / ゴ ル フ 関 連
カーライフ 関 連 / 紳 士 ・ 婦 人 服
人 材 派 遣 関 連 / 生 活 関 連
P E T ガ ン 検 診 / 事 務 用 品 等

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方の退職金制度です。

- ◆掛金は全額所得控除の対象
- ◆60歳以上の経営者の方も加入が可能

中小企業倒産防止共済制度

(経営セーフティ共済)

取引先が倒産した場合の連鎖倒産や経営難を防止するための共済制度です。

- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
- ◆掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)の貸付が可能

中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員に対する退職金制度です。

- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
- ◆転職の場合や過去勤務期間の通算が可能



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

会員の動き

平成26年12月1日～平成27年3月31日

◎新入・転入しました。よろしくお祈いします。

入会日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
26.12.02	93933	山科房三	転入	西区西本町1-7-1 信濃橋FJビル7階	6537-7699	6537-7799	南より
27.01.08	127391	樋口雄大	転入	西区阿波座1-6-1 MID西本町ビル4階 三原秀章税理士事務所	6535-1250	6535-1251	南より
27.01.22	128941	西津陵史	入会	西区新町1-8-1 行成ビル8階 JOHARI税理士法人	6533-2238	6533-2239	
27.01.31	117589	薄木英二郎	転入	西区立売堀5-4-1 4階 税理士法人サントレフォルム	6543-2030	6543-1108	北より
27.02.10	125653	北川ワタル	転入	西区鞆本町1-11-7 信濃橋税理士法人	6225-7702	6225-7703	住吉より
27.02.18	129084	平山龍也	入会	西区阿波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8階	6538-0872	6538-0896	
27.02.18	129106	兪山時行	入会	西区西本町1-15-6 西本町ビル601号 税理士法人財務経営	6537-6066	6531-7078	
27.02.18	129136	山口直己	入会	西区鞆本町1-5-7 本町ステップビル 脇阪恵博税理士事務所	6443-6780	6443-6700	
27.03.03	115339	橋本賢宏	転入	西区西本町1-10-10 オーエックス西本町ビル610	6575-9430	7632-3023	港より
27.03.04	127755	空閑敏明	転入	西区阿波座2-3-23 有恒ビル205号室	7878-6896	—	東より
27.03.25	129362	青山晶彦	入会	西区西本町1-13-38 新興産ビル 浅田益宏税理士事務所	6532-5987	6532-3599	
27.03.25	129363	福一嘉子	入会	西区西本町1-13-38 新興産ビル 浅田益宏税理士事務所	6532-5987	6532-3599	
27.03.25	129364	浅田大輔	入会	西区西本町1-13-38 新興産ビル 浅田益宏税理士事務所	6532-5987	6532-3599	
27.03.25	129399	村田倫子	入会	西区鞆本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 AGS税理士法人大阪支社	6449-6678	6449-6698	

◎転出・退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
26.12.26	83838	竹内友章	転出	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング8階	6265-5088		東
26.12.31	92438	松野剛史	転出	堺市北区中百舌島町5丁798-6 松野なかもずビル2階	072-350-4685		堺
27.01.08	83851	吉岡耕三	退会	大阪市西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル6階7号	6541-1608		死亡
27.01.13	111549	米本誠	転出	大阪市中央区島之内1-2-2-22号 第一住建島之内堺筋ビル803号	4963-3892		南
27.01.13	114249	原俊正	退会	大阪市西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル8階第C号室	6578-0358		死亡
27.01.29	69482	森谷昭子	転出	堺市南区鴨谷台2-3-2-801	072-349-8738		堺
27.01.31	85408	秋本靖	転出	西宮市笠屋町8-34 エナブル笠屋106	0798-31-0947		西宮
27.02.20	116023	笹田英雄	転出	京都市上京区油小路通水上大黒屋町40 エーネット税理士法人	075-417-1156		上京
27.02.20	123046	加藤通	転出	京都市上京区油小路通水上大黒屋町40 エーネット税理士法人	075-417-1156		上京
27.02.24	13573	森彰弘	退会	西区南堀江2-13-30 サンイーストビル	6531-6371		退会

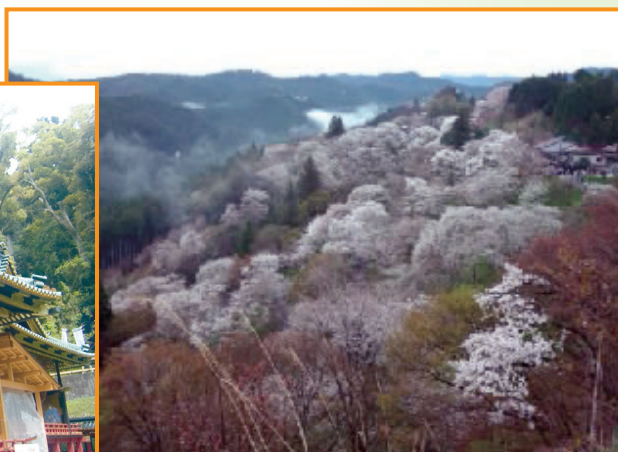
3月31日現在 会員数 343名 法人会員数 25件



▼吉野千本桜（尾本 美恵子会員）



▲久能山東照宮（尾本 美恵子会員）



▲富山のチューリップ（小林 幸一員）



▲広報委員

◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

本年度は、西支部設立50周年にあたり、広報委員の皆さんに改めてお疲れ様と申し上げます。この2年間では83号から88号の「おおさか西」と記念誌を予定どおり発行することができました。これも、ひとえに西支部会員皆様のご協力があったればこそと委員会一同感謝申し上げます。現メンバーでの担当は本号が最後になりますが、これからもご協力の程、よろしく申し上げます。
(松元 早仙)